

こ政号外
令和2(2020)年5月28日

各認可外保育施設 設置者 様

栃木県保健福祉部こども政策課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言等に伴う保育所等の対応について（依頼）

日頃から県の子ども・子育て支援に係る行政の推進に御協力を賜り感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2(2020)年5月25日の国の新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言とそれに伴う基本的対処方針の改正を受けて、本県の対応を別添のとおり定めましたのでお知らせします。

また、令和2年5月25日付けで、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定について」事務連絡がありましたので併せて送付します。

保育所等に係る留意事項は下記のとおりですので、上記通知等と合わせ御了知いただくとともに適切に御対応くださいますようお願いいたします。

記

○保育所等に係る留意事項

- ① 今後、社会経済活動の段階的再開や子どもの学びの保障の観点から通常の教育・保育活動に移行していきますが、これまでの通知等のほか「新しい生活様式」の導入により、感染リスクを可能な限り低減する必要があります。具体的には文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（下記 URL からダウンロードしてください。）を参考にされるようお願いいたします。
- ② イベント等の開催制限等については、段階的緩和が実施されますが、保育所等の集会や行事についても御配慮くださるようお願いいたします。
- ③ 感染拡大防止のため、引き続き、一定期間仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市町の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられますが、要請については、地域や各保育所等の状況を踏まえて適切に御判断いただくとともに、登園自粛を求める場合においても、必要な方に保育が提供されないことがないよう、十分御配慮くださるようお願いいたします。

文部科学省サイト「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

こども政策課
子ども・子育て支援班
TEL:028-623-2064
FAX:028-623-3070